

報道関係者 各位

令和3年2月19日（金）

【照会先】

岡山労働局 職業安定部 職業対策課
課長 丸山 隆二
課長 補佐 杉田 美奈子
地方障害者雇用担当官 神宝 英雄
(代表電話) 086(801)5108 (内線451)

岡山県初の「障害者雇用に関する優良な中小事業主」を認定しました ～ もにす認定 県内第1号は 社会福祉法人藤花会 ～

岡山労働局(局長 ^{うちだ としゆき}内田 敏之)は、このたび「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく、障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度(以下、「もにす認定制度」)で県内初の認定を行いました。

認定通知書の交付式は、以下のとおり行います。

「もにす認定制度」とは、障害者の雇用の促進および雇用の安定に関する取り組みの実施状況などが優良な中小事業主を厚生労働大臣が認定する制度で、令和2年4月から実施しています。

この認定制度により、認定企業が障害者雇用における身近なロールモデルとして認知されることで、地域における障害者雇用の取り組みの一層の推進が期待されます。

また認定されると、自社の商品・サービス・広告などに「認定マーク」を表示することができ、日本金融政策公庫の低利融資対象となるなどのメリットがあります。認定をご希望される事業主の方は、必要書類を主たる事業所を管轄する労働局またはハローワークに提出してください。必要書類は厚生労働省ホームページからダウンロードできます。



認定マーク「もにす」

共に進む(ともになすすむ)という言葉に由来し、企業と障害者が共に明るい未来や社会に進んでいくことを期待し、名付けられたものです。

【認定通知書交付式】

- | | |
|---------|--------------------------------------|
| 1 日 時 | 令和3年3月1日（月） 午後2時半から |
| 2 場 所 | 岡山市北区下石井1-4-1 岡山地方第2合同庁舎
2階共用会議室D |
| 3 認定事業主 | 社会福祉法人藤花会 理事長 藤田 琢二
瀬戸内市邑久町福中1180 |
| 4 その他 | 交付式の撮影や個別取材は可能です。 |

障害者雇用に関する優良な取り組みを行う 中小事業主への認定制度を始めました！

「障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度」は、厚生労働大臣が障害者の雇用の促進や安定に関する取り組みなどの優良な中小企業を認定する制度です。

認定事業主となることのメリット



● 認定マークを使用できます！

自社の商品・サービス・広告などのほか、ハローワークの求人票に障害者雇用優良中小事業主認定マークを表示することができます

● 厚生労働省・都道府県労働局・ハローワークによる周知広報の対象となります！

厚生労働省と都道府県労働局のホームページに掲載され、社会的認知度を高めることができます

また、認定事業主に限定した合同説明会などを企画する場合があります
御社の魅力を広くアピールすることができ、求職者からの応募の増加が期待できます

● 日本政策金融公庫の低利融資対象となります！

日本政策金融公庫の「働き方改革推進支援資金」の低利融資の対象となります
障害者雇用の取り組みに必要な設備資金や長期運転資金に使用できます
詳細は日本政策金融公庫へお問い合わせください

● 公共調達などの加点評価を受けられる場合があります！

地方公共団体の公共調達および国と地方公共団体の補助事業の加点評価を受けることができる場合があります

詳しくは公共調達などを実施している地方公共団体などにお問い合わせください

など

Q 「認定事業主」になるにはどのような手続きがありますか？

A 都道府県労働局またはハローワークに申請が必要です！

認定の申請は、必要書類を主たる事業所を管轄する都道府県労働局またはハローワークに提出してください。必要書類は厚生労働省ホームページからダウンロードできます。

審査の結果、認定基準を全て満たしていることが確認された場合は、各都道府県労働局から認定通知書を交付します。＊詳しい認定基準については裏面をご参照ください

なお、認定審査には3か月ほどお時間をいただいています。

障害者雇用優良中小事業主

検索

(URL) <https://www.mhlw.go.jp/stf/monisu.html>



障害者雇用優良中小事業主の認定基準項目

- ①以下の評価基準に基づき、20点（特例子会社は35点）以上得ること
（取り組み関係で5点以上、成果関係で6点以上、情報開示関係で2点以上を得ること）
- ②法定雇用率を達成していること
雇用義務がない場合でも、雇用率制度の対象となる障害者※を1名以上雇用していること
※就労継続支援A型事業所の利用者は除く
- ③過去に認定を取り消された場合、取り消しの日から起算して3年以上経過していること
- ④障害者雇用促進法と同法に基づく命令その他の関係法令に違反する重大な事実がないこと

※このほかにも条件がありますので、詳細は厚生労働省ホームページをご覧ください。都道府県労働局、ハローワークへお問い合わせください。

大項目	中項目	小項目	評価基準	評価点	大項目	中項目	小項目	評価基準	評価点		
取組 (アウトプット)	体制づくり	①組織面	特に優良	2点	成果 (アウトカム)	数的側面	⑪雇用状況	特に優良	6点		
			優良	1点				優良	4点		
		良	2点	良				2点			
		②人材面	特に優良	2点			⑫定着状況	特に優良	6点		
	優良		1点	優良				4点			
	良	2点	良	2点							
	仕事づくり	③事業創出	特に優良	2点		質的側面	⑬満足度、ワーク・エンゲージメント	特に優良	6点		
			優良	1点				優良	4点		
		良	2点	良				2点			
		④職務選定・創出	特に優良	2点			⑭キャリア形成	特に優良	6点		
			優良	1点	優良			4点			
		良	2点	良	2点						
	環境づくり	⑤障害者就労施設等への発注	特に優良	2点	成果関係の合格最低点			6点 (満点24点)			
			優良	1点	情報開示 (ディスクロージャー)	取組(アウトプット)	⑮体制・仕事・環境づくり	特に優良	2点		
		⑥職務環境	特に優良	2点				優良	1点		
		⑦募集・採用	特に優良	2点	成果(アウトカム)	⑯数的側面	特に優良	2点			
	優良		1点	優良			1点				
	⑧働き方	特に優良	2点	⑰質的側面		特に優良	2点				
		優良	1点		優良	1点					
	⑨キャリア形成	特に優良	2点	情報開示関係の合格最低点			2点 (満点6点)				
優良		1点	合計の合格最低点			20点 (満点50点)					
⑩その他の雇用管理	特に優良	2点									
	優良	1点									
取組関係の合格最低点				5点 (満点20点)							

この認定制度を通じて、企業の社会的認知度を高めることができるとともに、地域で認定を受けた事業主が障害者雇用の身近なロールモデルとして認知され、地域全体の障害者雇用の取り組みが一層推進されることが期待できます。

また、障害者雇用の促進と雇用の安定を図ることで、組織における多様性が促進され、女性や高齢者、外国人など、誰もが活躍できる職場づくりにつながります。



企業と障害者が、明るい未来や社会の実現に向けて

ともにすすむ

という思いをこめて、愛称を「もにす」と名付けました。

詳しくは、都道府県労働局、ハローワークへお問い合わせください。



業 種：介護事業
 会社概要：特別養護老人ホーム、短期入所生活介護、小規模多機能ホーム、居宅介護支援事業所
 代表者：理事長 藤田 琢二
 所在地：岡山県瀬戸内市邑久町福中1180
 設 立：2009年7月
 ホームページ：https://www.tohkakai.jp



法人のPR情報

岡山県岡山市東区西大寺、瀬戸内市で、高齢者の介護サービスを行う法人です。私たちは「認知症の高齢者」とひとくくりにはしていません。人生の先輩として敬意をもって接することが、尊厳を守ることになると考えています。利用者様、入居者様にとって、第二のご自宅としてくつろいでいただけるよう、家庭的な温かさが感じられる施設づくりに努めています。

法人からのメッセージ

「地域の中で共に生きる」の法人理念を追求し、2020年に災害派遣福祉チーム（DWAT）活動拠点法人に、2021年には福祉移送サービスも構想中です。地域に根差した社会福祉法人であり続けるために、地域のつながり、家族の絆作りの一助となれるよう精進して参ります。

障害者雇用への取組の成果（認定に当たったの評価ポイント）

数的側面

雇用状況	実雇用率	3.56%
------	------	-------

質的側面

キャリア形成	介護職（パート職員）として勤務開始、正規職員登用、介護サブリーダーに登用と、キャリアアップを図っている障害者が働いています。このほか、特別支援学校卒業後に介護補助（パート勤務）として勤務開始、フルタイム勤務に勤務時間延長、正規職員登用となった障害者が働いています。
--------	--

障害者雇用への取組 (認定に当たっての評価ポイント)

体制づくり

組織面	<p>法人の地域共生社会宣言「私たちは、性別、年齢、障害の有無、働き方の多様性を互いに尊重し、協働しながらイキイキと働ける職場づくりを目指します」について、職員間で共有するとともに、法人ホームページにも掲載し、地域共生のメッセージを発信しています。</p> <p>日常的な支援が必要な障害者については、個別に支援担当者を指定し、個別に支援、指導しているほか、日常的な支援が必要ではない障害者には原則として月1度の面談の機会を設けています。</p>
人材面	<p>「障害者雇用と定着」をテーマとした職場内研修を実施し、障害のある職員の特性理解や業務指導等に活かしています。</p>

仕事づくり

事業創出	<p>過去2年連続、経常利益は黒字で安定した財務状況のもとで事業を行っています。</p>
------	--

環境づくり

職務環境	<p>職場はバリアフリー環境です。段差がなく、扉も引き戸や自動ドアを使用しています。障害者用トイレは十分介助可能な広さを保ち、手すりや緊急呼び出しボタンも設置しています。</p> <p>障害特性に配慮した作業手順の標準化が必要な障害者に対しては、業務チェックリストを作成し、作業順序、作業場所等の見える化を行っています。また標準化した作業についても、必要に応じて作業場所の図面の修正や使用する道具に目印テープを貼る等のカスタマイズを行い、よりわかりやすいものとなるよう工夫しています。</p>
募集・採用	<p>特別支援学校、就労移行支援事業所と連携を図っており、実習の受け入れを行っています。実習を経て採用に至った障害者が複数います。</p> <p>障害者雇用に関するセミナー等の開催にも協力しており、令和2年度は岡山労働局が開催した「国及び地方公共団体向け障害者職業生活相談員資格認定講習」に協力し、障害者の採用・雇用管理について講義を行いました。</p>
その他の雇用管理	<p>特別支援学校、障害者就業・生活支援センター、就労移行支援事業所と連携を図り、採用した障害者の職場定着を目的とした職場訪問を受け入れていきます。</p>